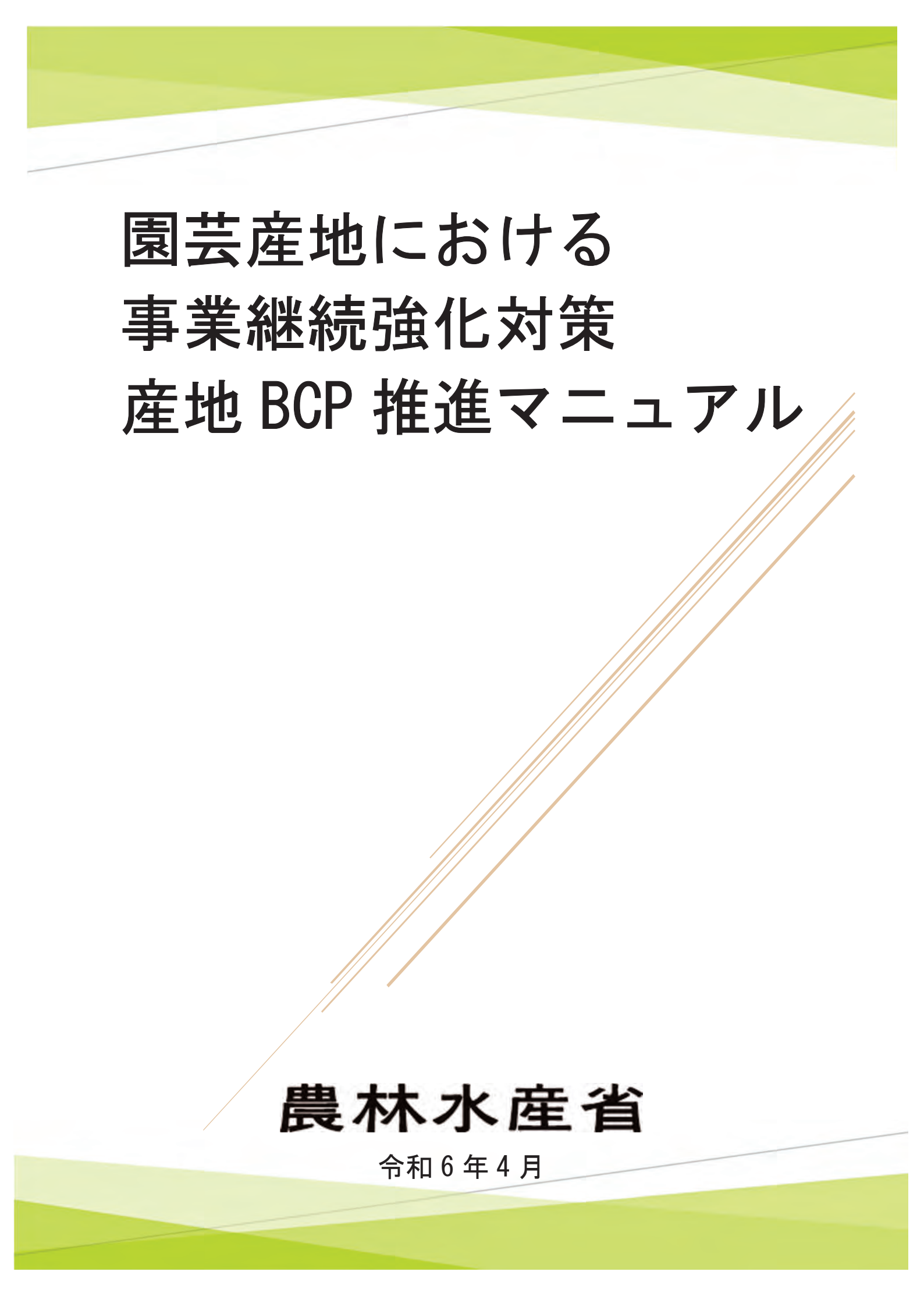




園芸産地における 事業継続強化対策 産地 BCP 推進マニュアル



農林水産省

令和6年4月

目次

第1章 はじめに	2
1.1 序文	2
1.2 本マニュアルの概要	3
1.3 産地 BCP 策定までの流れ	4
1.4 本マニュアルの用語	5
第2章 BCP を『知る』	6
2.1 BCP とは	8
2.2 農業分野における BCP	9
2.3 BCP 策定の「必要性」と「重要性」	12
2.4 農業におけるリスクについて	15
2.5 産地 BCP 策定による平常時のメリット	22
2.6 各都道府県における BCP の周知方法事例	24
第3章 産地 BCP の策定を『推進する』	26
3.1 推進にあたっての事前の検討事項	28
3.2 産地 BCP を「知る」・「知らせる」	30
3.3 都道府県による産地の選定	34
3.4 策定に係る事例	36
第4章 産地 BCP を『策定する』	40
4.1 事前に確認・検討すべき事項	42
4.2 策定前の準備事項と検討方法	48
4.3 検討項目の内容とポイント	50
第5章 産地 BCP 策定推進のツール	58
5.1 産地 BCP 推進チラシ	58
5.2 産地 BCP チェックシート	64
5.3 産地 BCP フォーマット	69

第1章 はじめに

1.1 序文

我が国では近年、気候変動等の影響で自然災害が激甚化・頻発化しています。平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨といった自然災害が相次ぎ、各地に甚大な被害をもたらしました。農業分野においても農地への土砂流入やハウスの倒壊、ため池の決壊等が発生しており、同様の被害は今後も発生することが想定されています。

激甚化・頻発化する自然災害に備えるには、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定が有効です。BCPとは緊急事態に遭遇した場合、被害を最小限にとどめ、早期に重要な業務を復旧することができるよう、事前対策や被災後に必要な実施事項を予め定めた計画を指し、これに基づいて行動することで、事業者は緊急事態でも事業継続を図りやすくなるという利点があります。BCPはあらゆる業種で策定が進められているものの、農業分野では策定率が低いのが実情です。内閣府の調査¹によると、金融・保険業が策定率70%程度で推移しているのに対し、農業・林業・漁業は23.6%程度にとどまっており、農業分野でBCP策定率を高めることは喫緊の課題となっています。

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、現在、園芸産地でのBCP策定を後押しする取組が進められています。都道府県が事業継続推進計画を策定し、その計画に基づいてBCP策定に向けた活動を行うというもので、農林水産省は「園芸産地における事業継続強化対策」の一環として、BCP策定に必要な取組を支援しており、本マニュアルの作成はその支援策の一つに位置付けられます。

本マニュアルは、園芸産地で策定するBCPである「園芸産地における事業継続強化計画」、いわゆる「産地BCP」の策定を後押しすることを目的とし、多くの都道府県、市町村、JA等の皆様からのアンケートやヒアリングを基に作成しました。推進にあたって中心的な役割を担う都道府県職員が産地BCPを知り、策定の推進手法や産地BCPの検討方法を学べる内容としています。なお、本マニュアルの推進対象は、施設園芸の産地を想定していますが、露地栽培の産地におけるBCP策定推進にも活用が可能です。

自然災害以外にもさまざまなリスクが顕在化し、農業分野に対して深刻な影響を与えており、こうしたリスクに対応するためには、BCPで予め必要な手順や対策を考えて決定しておくことが求められます。本マニュアルは自然災害リスクを想定して作成しましたが、本マニュアルに記載するBCPの基本的な考え方や策定手順を身に付けることで感染症等の自然災害以外のリスクにも対応できるようになることを期待します。

¹出典：内閣府「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」(https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoyou/topics/pdf/r2_gaiyou.pdf)

1.2 本マニュアルの概要

● 本マニュアルの対象

産地 BCP の推進にあたって中心的な役割を担う都道府県職員（普及指導員含む）を主な対象としていますが、農業者、市町村職員、JA 等の職員においても活用できるよう作成しました。

● 本マニュアルの目的と特長

本マニュアルを活用することで、「都道府県職員が産地 BCP を『知り』、農業者や市町村職員、JA 等の職員に対して策定を『推進』し、産地が産地 BCP を『策定』できるようになること」を期待します。産地にて産地 BCP が策定されるという最終目的に向けて、本マニュアルを積極的に活用してください。

本マニュアルの章立てと概要は以下の通りです。産地 BCP の策定に至るまでの流れを、『知る』、『推進する』、『策定する』という行動に区分して章立てをしています。また、各章で、基本的な知識、策定を推進するための準備事項、策定にあたっての考え方等、重要なポイントを明示したので、参考にしてください。

章	概要
第1章 はじめに	・ 本マニュアルの概要（対象、目的等）や構成、用語
第2章 BCP を『知る』	・ BCP の必要性や重要性、策定による効果 ・ 農業版 BCP と産地 BCP の概要、違い ・ 産地 BCP の周知方法事例
第3章 産地 BCP の策定を『推進する』	・ 産地 BCP 推進手法の全体像 ・ 産地 BCP 推進に必要な体制、準備、対応事項 ・ 産地 BCP 推進事例
第4章 産地 BCP を『策定する』	・ 産地 BCP 策定手順の全体像 ・ 産地 BCP 策定に必要な準備物 ・ 産地 BCP を検討するにあたってのポイント
第5章 産地 BCP 策定推進のツール	・ 産地 BCP 推進に活用できる「産地 BCP 推進チラシ」 ・ 産地 BCP の策定を補助する「産地 BCP チェックシート」

1.3 産地 BCP 策定までの流れ



- 都道府県職員が『知る』

産地 BCP を推進するためには、産地 BCP の概要、必要性、重要性、平常時のメリットを策定主体に説明する必要があります。第 2 章で紹介する産地 BCP に関する基本知識を参考に、産地 BCP への理解を深めてください。

- 都道府県職員が『推進する』

第 3 章では、第 2 章で『知った』内容を誰に対して伝え、どのような準備をし、どのような機会を設けて策定を呼び掛けるのかについて記載しています。なお、産地 BCP の推進事例も紹介していますので、各産地に適した方法で産地 BCP の策定を『推進して』ください。

- 産地が『策定する』

第 4 章では産地 BCP の具体的な策定手順を紹介しています。産地の農業者等が産地 BCP を策定するにあたって、どのような視点や考え方で検討をするのか等をまとめています。本マニュアルは、都道府県職員の皆様が農業者等に説明しやすくなるような構成にしていますが、第 4 章については、産地 BCP の構成員の皆様にも活用できる内容としました。産地 BCP の構成員の方々が産地 BCP を『策定』できるよう、都道府県職員の皆様がサポートしてください。

1.4 本マニュアルの用語

- **BCP**

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を予め取り決めておく計画を指す。本マニュアル内では、農業分野に関わらず、一般的な BCP を「BCP」と記載する。

- **産地**

農業が行われる一定のまとまりを指す。一定のまとまりとは、同一品目を生産していたり、共同で出荷していたり、同一の市町村に所在する等を想定している。

- **農業版 BCP²**

個々の農業者が策定する BCP のこと。

- **産地 BCP**

生產品目が同じであったり地域が同じであったりする等、一定のまとまりをもつ複数の農業者及びその他関係組織の職員等が構成員となり策定する BCP のこと。「園芸産地における事業継続計画」と同義。

- **経営資源**

農業を継続するために必要な要素を指す。具体的には「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」のことで、欠けると事業を継続することが困難になる。

- **策定主体**

BCP を策定する組織や構成員を指す。産地 BCP においては市町村や農業者の組織及び職員、普及指導員等を指す。³

- **推進主体**

BCP の策定を推進する各都道府県の部署や職員等（普及指導員を含む）を指す。⁴

² 農業版 BCP と産地 BCP のそれぞれの概要、違いに関しては、2.2 で詳しく説明する。

³ 農業版 BCP においては、個々の農業者を指す。

⁴ 産地 BCP においては、普及指導員は策定を推進する立場でありながら、構成員として策定・運用にも関わるケースがある。

第2章 BCP を『知る』

第2章の説明範囲とポイント



第2章では、都道府県職員の皆様に BCP の基本的な内容について説明します。

本マニュアルの目指すところは、「市町村・JA 等の組織・農業者等が産地の構成員となって、産地 BCP を策定すること」であり、都道府県職員の皆様は、その推進や支援をしていただく役割となります。そのため、推進や支援を行う前提として、都道府県職員の皆様には産地 BCP の基本的な内容を理解いただく必要があります。

説明に入る前に、本マニュアル作成にあたり、一部の都道府県や市町村、JA の方々にご協力いただき、現状のヒアリングを行なったところ、いくつかの課題があったため紹介します。

【主な課題】

- ① BCP を難しいもの、面倒なものと考え、策定を躊躇（ちゅうちょ）してしまう。
- ② BCP に興味関心がないため、策定しようという考えに至らない。
- ③ 他業務よりも優先順位が低く、策定を後回しにしてしまう。
- ④ いつ発生するか分からない緊急事態のためだけに、BCP を策定しようと思わない。

産地や農業者の皆様に BCP を策定いただくにあたっては、これらの解決が必要であると考え、ポイントを下記の通りにまとめました。第2章はこの流れに沿って説明を進めます。

ポイント① BCPの理解

- BCPがどのようなものであるかを正しく理解することで、「難しいもの」でも、「まったくもって新しい取組」でもないことを理解する。

ポイント② BCPの必要性

- 激甚化・頻発化している自然災害や、国際情勢等の変化による価格変動等、今までに経験をしたことのない大きな被害や影響を受ける可能性があり、対策が必要である。

ポイント③ BCPの重要性

- 非常時においても安定供給や早期復旧ができることが、ブランド価値の向上に繋がり、産地の発展が見込める等のメリットがある。

ポイント④ 平常時のメリット

- スムーズな事業継承や産地への帰属意識の向上等、平時における活動の効率化にも繋がる。

産地の方々が「産地 BCP を策定しよう」と決断するためには、推進主体である皆様が BCP について理解し、産地の方々に周知する必要があります。そのため、まずは BCP の概要や、農業分野における BCP に関する知識等をご理解いただきます。

次に、なぜ産地 BCP が必要なのか、策定する理由を産地の方々に説明する必要があります。本マニュアル作成にあたってのアンケートやヒアリングで、これまで産地 BCP が無くても営農ができていたため、産地 BCP は「必要ではない、重要ではない」と、産地 BCP に無関心の産地や農業者が多くいることが分かりました。現在では、産地や農業者にもサプライチェーンの一端として供給責任が求められるようになりつつある一方で、自然災害の激甚化・頻発化にさらされています。また、産地間の競争に打ち勝つためには、ブランド価値の向上等も必要です。産地 BCP を策定することで、それらに対応できるようになることを説明いただきたく考えます。

最後に、BCP は緊急時だけでなく、平常時にも様々な効果があることをご紹介します。例えば、円滑な事業継承や産地への帰属意識の向上が期待できます。「緊急時のためだけに時間を割けない、災害があまり発生しない」等の回答が産地からあった場合にはこの辺りについても説明できるようにしてください。

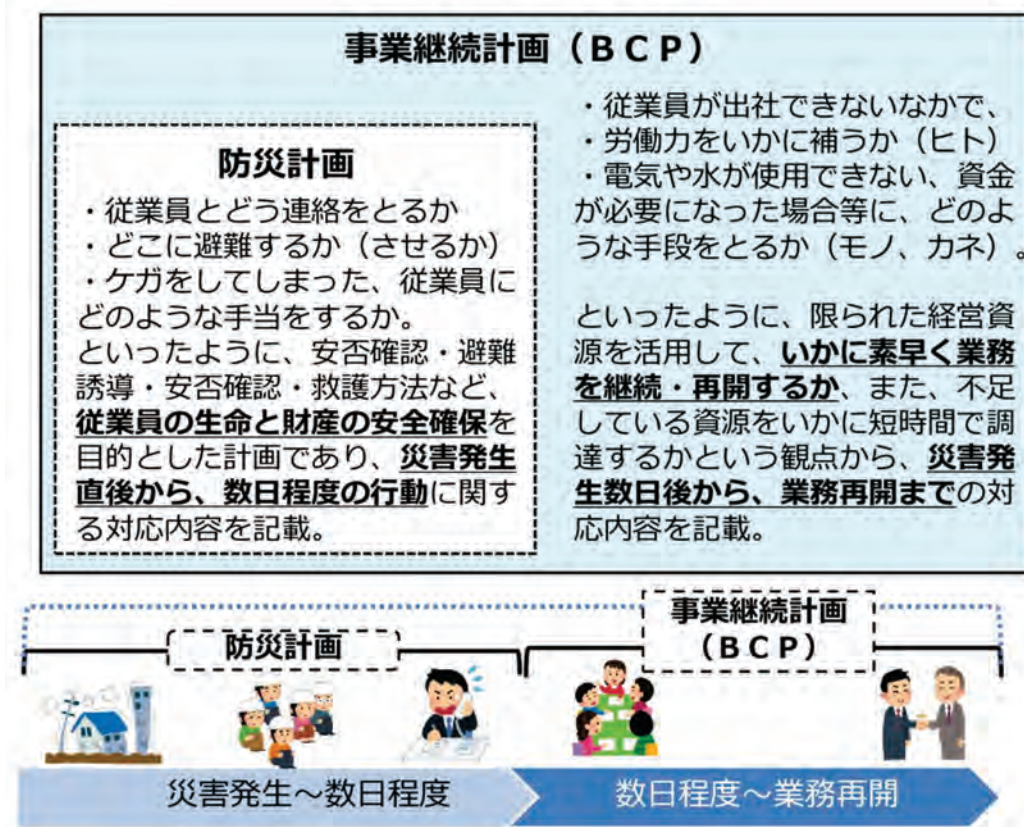
【第2章の記載項目・概要と該当頁一覧】

項目	概要	該当ページ
1. BCP の概要	BCP の概要、防災計画との違い、既存の取組との関係を理解する。	8 頁
2. 農業分野における BCP	産地 BCP と農業版 BCP の概要と違いを理解する。	9 頁～11 頁
3. BCP の必要性・重要性	BCP の必要性・重要性を理解し、策定に向けた動機を理解する。 ① なぜ BCP の策定が必要か ② なぜ BCP の策定が重要か	12 頁～14 頁
4. 農業におけるリスクについて	農業における主な自然災害の特徴、伝えていただきたいポイントを理解する。	15 頁～21 頁
5. 産地 BCP 策定による平常時のメリット	BCP を策定により事業継承、リスク分散、産地への帰属意識の向上等のメリットがあることを理解する。	22 頁～23 頁
6. BCP の周知方法事例	都道府県における BCP の周知事例	24 頁

2.1 BCP とは

BCP とは Business Continuity Plan の略称で、「事業継続計画」とも言われます。

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を予め取り決めておく計画⁵を指します。



2.1.1 BCP は既存の取組の延長

農業分野においても「防災計画」に既に取り組んでいる産地や農業者は多くいます。本マニュアル作成にあたって実施したアンケートやヒアリングでも、防災計画に基づいて、台風の接近時にはハウスのビニールを外す等の事前対策に取り組んでいるとの回答も多くありました。

ついては、産地 BCP を推進するにあたっては、「BCP は現在の防災計画の取組の延長であり、新しい取組でも、難しい取組でもない」ということをお伝えください。

⁵ 出典：農林水産省『参考資料「BCP（事業継続計画）とは」』（https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/maff_bcp-4.pdf）

2.2 農業分野における BCP

農業分野における BCP には「産地 BCP」と「農業版 BCP」の二つのフォーマットがあります。いずれも農林水産省が農業分野で使用できるように作成し、ホームページに掲載しているフォーマットです。それぞれの概要と違いについて説明します。

2.2.1 産地 BCP の概要

産地 BCP とは各市町村、JA 等の組織、農業者等が産地としてまとまって策定する BCP です。緊急時においても営農を継続するとともに、被災した農業者を他の農業者等が支援できる体制の構築を目的としています。

【農林水産省 産地 BCP フォーマット等掲載先】

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

※「5. 園芸産地における事業継続強化対策」の「(2) 要綱、要領」内に掲載されているエクセルシート「園芸産地における事業継続計画」を基に策定する。

2.2.2 農業版 BCP の概要

農業版 BCP とは個々の農業者が策定する BCP のことです。農業版 BCP チェックシートも同時に活用し、平常時から備えるべき内容の取組ができているかも合わせて確認してください。

【農林水産省 農業版 BCP フォーマット等掲載先】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

※「2. 農業版 BCP」のエクセルシート「農業版事業継続計画blankシート」を基に策定する。

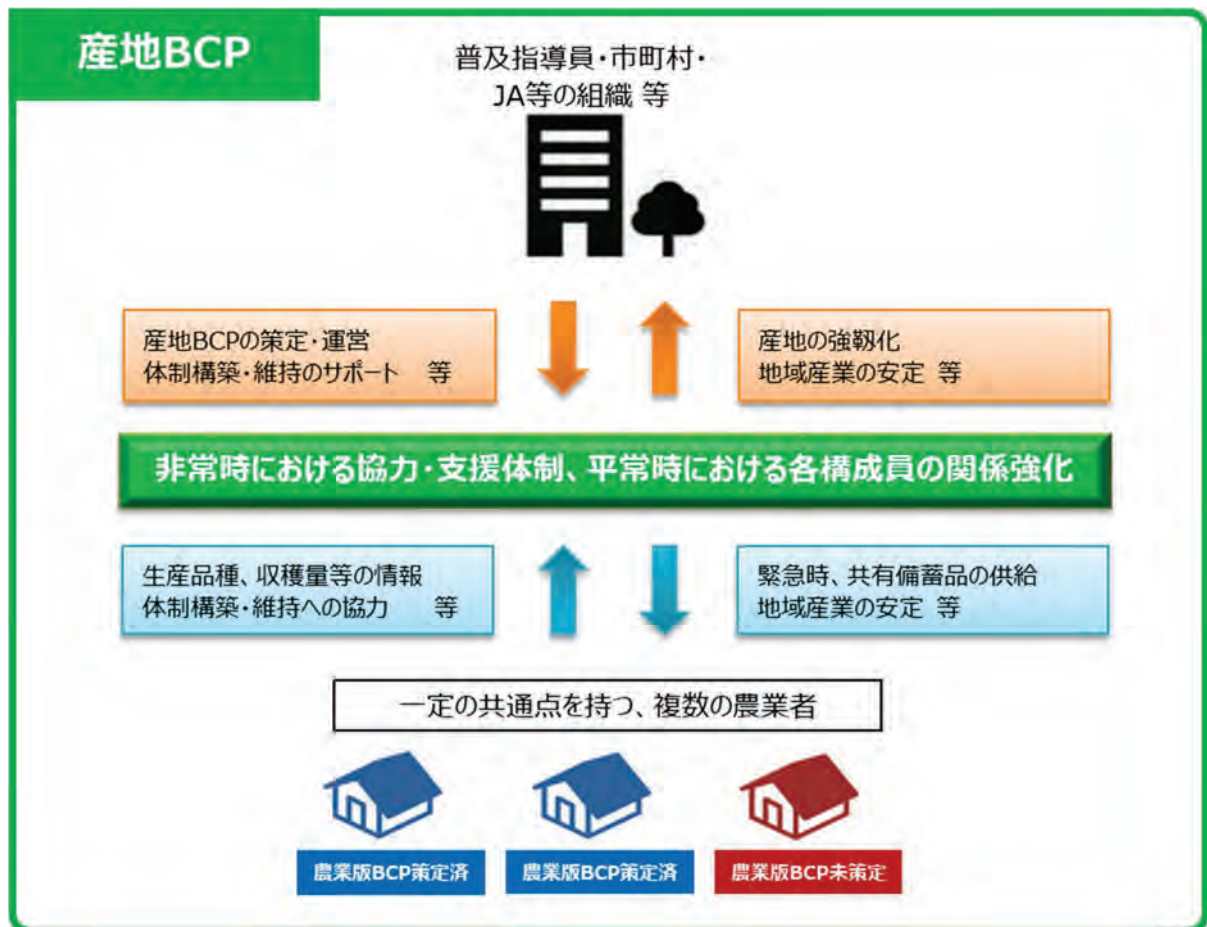
2.2.3 産地 BCP と農業版 BCP の違い

産地 BCP と農業版 BCP の二つを紹介しましたが、この二つは明確に違うものであるということに注意してください。

	産地 BCP	農業版 BCP
策定者	複数の農業者 市町村 JA 等の組織 その他既存組織 等	個別の農業者
目的	産地の被害軽減 産地の構成員間での連携による、産地全体の早期復旧	個別の農業者の被害軽減と生産の早期復旧
緊急時および平時の対応主体	産地の構成員	個別の農業者
BCP で整理する内容	産地の構成員間での協力・連携事項を整理（例：停電時の非常用電源の融通、特に高額な備蓄品等の共同利用等）	個別の農業者による対応事項を整理

上記の通り、農業版 BCP は「個別の農業者が自分たちの生産を継続するために策定する」ものであるのに対し、産地 BCP は「産地の構成員が協力し、産地全体で災害対策を検討するとともに、万が一構成員が被災した場合は、産地全体で復旧に向けた取組を進める」ものと理解ください。

産地 BCP と農業版 BCP のイメージ



※上記イメージでは上部に「市町村・JA 等」が位置していますが、記載スペース上の問題であり、構成員に上下関係があるという意味ではありません。

「農業版 BCP」は各農業者単位で自身の対応事項を整理し、記載するものである一方、「産地 BCP」は災害等への対応にあたり、農業者間の連携や支援が必要となる事項を整理し、記載したものです。そのため、産地 BCP と農業版 BCP はどちらかがもう片方を完全に補完する文書ではないことに注意してください。⁶

また、産地 BCP の構成員であるかどうかに関わらず、産地内では孤立する農業者がないよう、平時より協力関係を築いておくことが望まれます。

⁶ 次ページのコラムを参照

コラム：産地 BCP と農業版 BCP は両方策定した方がよいのか。

農業分野では BCP が二種類あるとお伝えしましたが、「産地 BCP と農業版 BCP のどちらか一つを作ればいいのでは？」や「両方作るのは面倒ではないか」と思われた方もいるかもしれません。また、推進する際に質問として挙がってくる可能性もあります。

この結論は「両方を策定するほうが良い」ということです。背景や理由を下記しますので参考にしてください。

- 産地 BCP では、備蓄品購入等の経済的負担を減少することができる

個々の農業者は、自然災害に備え、様々な対策を行うことが望まれます。しかし、その中には経済的負担が大きい等が理由で、必要であるにも関わらず備えができないものが出てくることもあります。例えば、非常用発電機は1台で数十万円以上するものが一般的ですが、個々の農家で購入するには非常に高額なものです。産地 BCP では、このような高額の備蓄品等を産地全体で購入・共有することで、経済的な負担を減らすことができます。

- 農業版 BCP では、個々の農業者の状況に応じた対策ができる

農業版 BCP と産地 BCP 大きな違いの一つに、対象としている範囲があります。産地 BCP では産地全体での生産・出荷の維持を目的にしています。一方、農業版 BCP では、個々の農業者の農業の継続・維持を目的にしています。そのため、農業版 BCP では、各農業者の固有の対応事項や事前対策を明確化できます。このように、自身の農業継続・維持のためには、農業版 BCP の策定も重要となります。

産地 BCP と農業版 BCP は両方策定した方がよい一方で、両方を同時に策定することは負担が大きいことも事実です。ついては、各産地や農業者の状況に応じて、無理のない範囲で順番に策定するよう働きかけてください。

2.3 BCP 策定の「必要性」と「重要性」

BCP は他の産業と同じく、農業分野でも「必要」であり、農業を継続するために「重要」です。これを推進主体の皆様にも策定主体の皆様にも理解いただく必要があります。そのため、本マニュアルでは、「必要性」と「重要性」を下記の通りに定義しました。考え方、捉え方は様々ありますが、一つの切り口として参考にしてください。

- 本マニュアルにおける産地 BCP の必要性と重要性

必要性

● 問題や課題を解決するために、実施しなければいけないこと

重要性

● 産地が成長をするために、実施すべきこと

2.3.1 産地 BCP 策定の「必要性」

産地 BCP 策定の必要性を、行政（都道府県や市町村）と農業者等の立場から説明します。

行政側の立場としては、産地の維持・発展には、自然災害等による被害を防ぎ、産地の方々に営農を継続してもらうことが必要ですし、被災後の復旧・復興に要する財政負担を減らすことも求められます。

一方、農業者等の立場としては、自然災害等により営農の継続に大きな支障が発生した場合、農業者の廃業に繋がることがあります。また、近年では農業者にもサプライチェーンの一端として供給責任が求められるようになりつつあるため、万が一被災し、早期に復旧できなかった場合は、供給者としての信用を失い、営農が再開できたとしても収入減少に繋がることが想定されます。他にも、個々の農業者が備蓄品を準備する等の災害対策を全て実施するには経済的な負担が大きくなります。

これらの問題や課題は何か対策を取らなければ改善できず、その対策の一つとして、産地 BCP の策定が挙げられます。都道府県職員の皆様は、推進相手に合わせて、説明する内容を選択してください。

行政（都道府県や市町村）から見た必要性

- 地域産業の維持のため。（＝営農縮小や廃業による産地の衰退を防ぐ）
- 被害低減を最小限にとどめ、また早期復旧を促すことで、復旧費用を縮小するため。

農業者等から見た必要性

- 近年、農業分野が影響を受けやすい、自然災害の激甚化・頻発化が進んでおり、営農継続に対するリスクが高まっているため。
- 万が一被災した場合、復旧の長期化や費用の増加、収入減少によって縮小や廃業が発生し、産地が衰退することを防ぐため。
- 個々の農家では負担が大きい事前対策に連携して取り組むことで、被害の低減が図れるため。

2.3.2 産地 BCP 策定の「重要性」

続いて、重要性についても行政（都道府県や市町村）と農業者等の各立場から説明します。

行政には、産地を政策的に維持・発展させて、地域経済を活性化することが求められます。その政策の一つとして、市場における産地の評判・ブランド価値等の向上が有効です。一般的に評判やブランド価値は企業や製品そのものに依拠しますが、農業分野においては生産地域に依拠することが多く見られます。そのため、産地と協力して、産地及び地域社会の活性化という、行政としての責務を果たすことができます。

一方、農業者等にも、自ら市場での競争力を高めるための対応が求められます。市場や顧客からの評判やブランド価値の獲得を進めることで競争力を向上させ、市場シェアの拡大ができれば、産地内の農業者の所得向上や産地の発展にも繋がる可能性があります。

必要性和様に、産地 BCP 策定の重要性も推進相手に合わせて、説明する内容を選択してください。

行政（都道府県や市町村）から見た必要性

- 地域産業の成長・発展のため。
- 国土強靱化地域計画の一環として、行政の責務を果たすため。

農業者等から見た必要性

- 産地BCPの策定により、可能な限り安定供給に向けた対策を進めることで、市場での評判やブランド価値が高まり高単価で取引され、結果的に農業者の所得向上に繋がる可能性があるため。
- 市場やブランド価値の向上が新規先への拡販に繋がる可能性があるため。
- 農業の中断期間が少なくなることで売上減少等のリスクヘッジが可能となるため。

コラム：BCP 策定に消極的な方への推奨話法例

BCP の必要性を理解いただいたとしても、「難しそう」や「取組む時間がない」、「万が一被災したとしても、経験と勘で何をすべきか理解している」等で策定に消極的な方がいることが本事業の実態調査・ヒアリングを通じて浮き彫りになりました。そのような場面を想定し、下記に想定話法を作成しましたので、参考にしてみてください。

● 想定シーン①：BCP 自体への馴染みがなく、策定をためらっている場合

「難しそう」等の理由で BCP の策定をためらっている方においても、「事前対策（リスクマネジメント）」について既に取り組まれている方が多く存在しています。この場合、既に BCP の一部に取り組んでおり、新しいものではないことを伝えてください。下記は台風 に備えたハウスの補強を事例にして話法を紹介します。

BCP は難しそうだし、1 から策定するのも大変...

例えば、台風や水害に備えて何か対策を行っていませんか。もし行っているのであれば、その内容を基に検討をしていきましょう。

● 想定シーン②：文書での明文化が必要でないと主張された場合

「経験と勘で対応ができる」「何をすべきか理解できている」等の理由で策定は不要と判断される方もいらっしゃいます。この場合は、BCP として文書化するメリットを伝えてください。また、「営農が中断するような自然災害は発生しない」という認識を持たれている地域や農業者も多くいらっしゃいます。その場合は、下記の話法に加え、次ページ以降のリスクの内容を参照ください。

今まで培った勘と経験で乗り切れるはずだから、BCP は必要ない！

現在実施している様々な取組を BCP として「見える化」するメリットがあります。

【主なメリット】

- 近年では過去の経験を上回る、想定外の自然災害が頻発しており、今までの経験では対応しきれなかったり、地域で発生したことのない災害に遭遇する可能性があります。
- 頭では分かっていることを実際に書いてみると、気づいていなかった抜け漏れが見つかることがあります。
- 関係者全員が分かっていると思っていたことが文書化されることで改めて全員の理解の共通化を図ることができます。
- また、新規の関係者が内容を早く理解できたり、後任者へ対応内容の継承を容易にしたりすることができます。

2.4 農業におけるリスクについて

農業分野では様々なリスクにより、事業が中断される可能性があります。本マニュアルにおいては「自然災害」をリスクとして紹介します。営農には、自然災害以外にも様々なリスクが存在しますが、農業は自然災害の影響を受けやすく、また近年激甚化・頻発化による被害が大きくなっていることから、優先的に検討してください。

2.4.1 農林水産分野への影響が大きい自然災害

下表は農林水産省のホームページに掲載されている「過去の主な異常災害等と農林水産被害」から、直近5年分を抜粋したものです。毎年のように様々な地域で「台風、大雪、大雨、地震」等の自然災害によって、数十億～数百億円の被害が発生していることが分かります。このように日本全国で自然災害に遭遇する可能性があり、また被災した時の影響も大きいため、自然災害を対象リスクとして検討します。⁷

過去の主な異常災害等と農林水産被害

(単位:百万円)					
年次	災害名	主な被災地域	被害額	うち農林水産物	うち施設等
令和3	令和2年から3年までの冬期的大雪	秋田、岩手、新潟、山形、北海道	24,129	4,666	19,463
	令和3年福島県沖を震源とする地震	宮城、福島	7,269	16	7,253
	令和3年7月1日からの大雨	鳥根、鳥取、鹿児島、広島、静岡	44,834	1,086	43,748
	令和3年8月11日からの大雨	佐賀、広島、長野、福岡、長崎	87,537	6,678	80,859
	その他の災害		59,846	27,593	32,253
	計		223,615	40,038	183,577
令和2	令和2年7月豪雨	熊本、大分、山形、福岡、長野、鹿児島	220,792	7,374	213,418
	令和2年台風第10号	長崎、鹿児島、宮崎、佐賀	14,933	4,658	10,275
	その他の災害		27,885	5,030	22,854
	計		263,610	17,063	246,547
令和元	令和元年6月下旬からの大雨	鹿児島、熊本、宮崎	9,974	124	9,850
	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀、福岡、長崎	22,500	2,570	19,929
	令和元年房総半島台風(台風第15号)	千葉、茨城、静岡	76,961	14,165	62,797
	令和元年東日本台風(台風第19号)等	宮城、長野、福島	344,668	17,440	327,228
	その他の災害		45,751	13,736	32,015
	計		499,855	48,035	451,819
平成30	平成29年から30年冬期の大雪	福井、石川、北海道、秋田	6,696	707	5,989
	平成30年7月豪雨	広島、愛媛	340,909	12,184	328,725
	平成30年台風第21号	和歌山、大阪、滋賀	46,808	13,219	33,589
	平成30年北海道胆振東部地震	北海道	114,472	2,803	111,669
	平成30年台風第24号	宮崎、静岡、鹿児島、鳥取	66,434	15,916	50,518
	その他の災害		52,927	7,046	45,881
	計		628,246	51,874	576,372
平成29	平成28年から29年冬期の大雪等による被害状況	富山、鳥取、山形	8,105	1,498	6,607
	平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月30日からの大雨	福岡、秋田、大分	112,358	4,798	107,560
	平成29年台風第5号	鹿児島、山梨	7,953	1,379	6,574
	平成29年台風第18号	大分、北海道	34,269	5,949	28,320
	平成29年台風第21号	新潟、三重、千葉、京都	65,986	13,714	52,272
	平成29年台風第22号	宮崎、鹿児島	3,608	1,505	2,103
	その他の災害		13,745	2,932	10,813
	計		246,024	31,777	214,247

出典：農林水産省「過去の主な異常災害等と農林水産被害」(<https://www.maff.go.jp/f/saigai/arc/attach/pdf/index-1-2.pdf>)

なお、次ページ以降に自然災害の種類ごとにお伝えいただきたいポイントをまとめましたので、参照してください。

⁷ 産地 BCP フォーマットに記載されている災害は「台風」「大雪」「大雨」だが、産地の状況に応じて、災害の種類を変更する。

2.4.2 台風

近年、台風が強い勢力を維持したまま日本に接近・上陸し、大きな被害が発生するケースが増加しています。例えば令和元年台風 15 号では、多くの地点で観測史上 1 位の最大風速や最大瞬間風速を記録し、大きな被害が発生⁸しています。

【各地方の台風接近数の平年値】

地方ごとの台風接近数の平年値

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
沖縄地方					0.0	0.4	0.6	1.5	2.2	1.9	1.1	0.3	0.0	7.7
九州南部・ 奄美地方	奄美地方				0.0	0.2	0.4	0.7	1.1	1.3	0.7			4.3
	九州南部				0.0	0.1	0.4	0.7	1.0	1.2	0.5			3.9
九州北部地方（注1）					0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8
四国地方						0.1	0.3	0.7	0.9	1.0	0.4			3.3
中国地方（注1）						0.1	0.2	0.6	0.8	1.1	0.3			3.0
近畿地方						0.1	0.3	0.6	0.7	1.1	0.7			3.4
東海地方						0.1	0.2	0.6	0.8	1.2	0.7			3.5
北陸地方							0.2	0.5	0.7	1.0	0.4			2.8
関東甲信地方	関東地方（注2）、甲信地方					0.0	0.2	0.4	0.8	1.2	0.7			3.3
	伊豆諸島・小笠原諸島				0.1	0.4	0.4	0.7	1.0	1.5	1.3	0.3	0.0	5.4
東北地方						0.0	0.2	0.3	0.8	0.9	0.5			2.7
北海道地方							0.1	0.2	0.7	0.7	0.2			1.9

（注）地方の区分については、気象庁が天気予報等で用いる予報用語の「地域名」をご覧ください。

（注1）「九州北部地方」は山口県を含み、「中国地方」は山口県を含みません。

（注2）「関東地方」は伊豆諸島および小笠原諸島を含みません。

出典：気象庁「台風の平年値」(<https://www.data.jma.go.jp/yoho/typhoon/statistics/average/average.html>)

● 伝えていただきたい、三つのポイント

Point ①	近年の台風は「大型化」「激甚化」が進んでおり、これまでより大きな被害が発生する可能性がある。
Point ②	台風が襲来した際には、「大雨」「強風」「塩害」「高潮」等、様々なハザードが複合的に発生する可能性がある。
Point ③	予報を確認することで、台風の接近前までに事前対策を行うことができる。

● 台風によって発生する主な被害（雨による影響は 2.4.4 を参照）

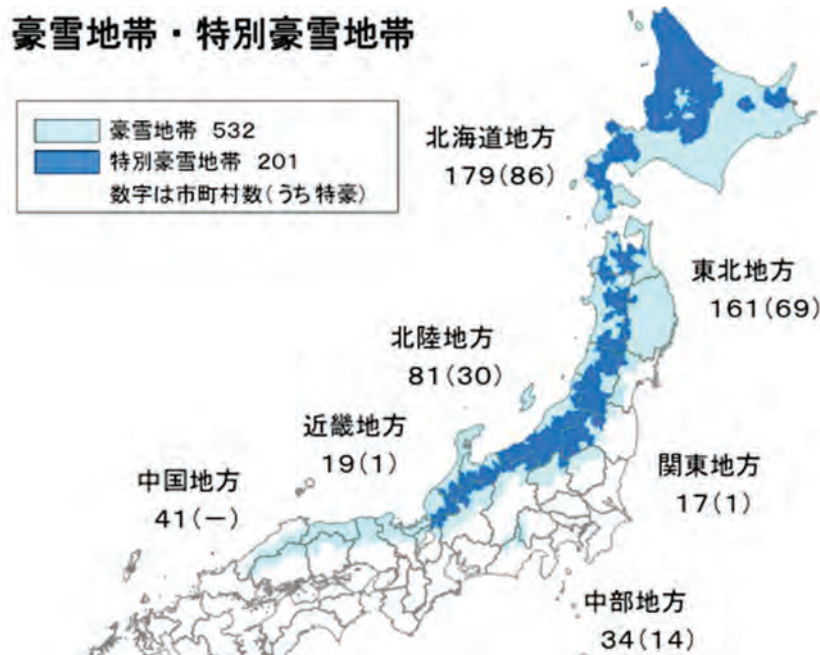
直接被害	間接被害
- 強風や飛来物直撃によるハウスの変形、倒壊 （ビニール取り外し時） - ハウス内の農作物の倒伏による出荷不能 - 海水巻き上げによる塩害	電線や電柱への被害による電力供給の途絶

⁸ 出典：内閣府「令和元年台風 15 号に係る被害状況等について」(https://www.bousai.go.jp/updates/r1typhoon15/pdf/r1typhoon15_30.pdf)

2.4.3 大雪

大雪についても、近年大きな被害が発生しています。大雪はハウスの倒壊等を引き起こすため、平時においてはハウスの補強に取り組む等の対応が必要です。気象予報で大雪への注意が呼びかけられた際には、ハウスの倒壊を防ぐための応急対応が必要となるだけでなく、水道管凍結を防ぐための水抜きや、融雪を流すための排水経路の掃除等を実施してください。

【豪雪地帯・特別豪雪地帯】



出典：農林水産省「農林水産省における豪雪対策」(https://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_ooyuki/attach/pdf/taisaku_ooyuki-2.pdf)

● 伝えていただきたい、三つのポイント

Point ①	融雪装置の設置、ハウスの補強等による事前対策で一定レベルの雪には対応可能である。
Point ②	大雪にはハザードマップはないが、気象予報で大雪に注意が呼びかけられた際には事前に対策をすることが可能である。
Point ③	気温低下により水道管が凍結・破損したり、積雪で物流が途絶することにも注意が必要である。

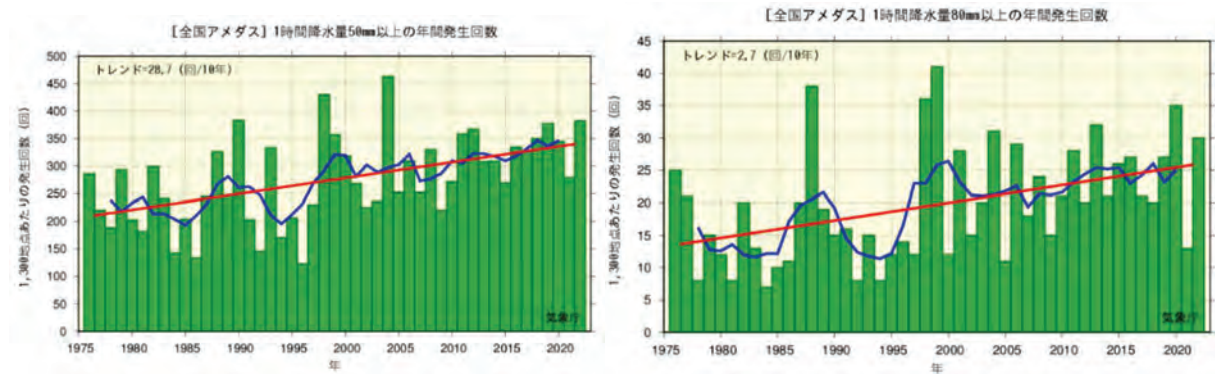
● 大雪によって発生する主な被害

直接被害	間接被害
- 積雪によるハウスの倒壊 (暴風雪時) - 強風によるハウスの変形、倒壊 - 積雪による農作物の霜焼け	- 水道管凍結等による、インフラ機能の途絶 - 物流の途絶による暖房用燃料等の不足

2.4.4 大雨

大雨により、洪水や土砂災害（土石流等）等が引き起こされ、大きな被害となる可能性があります。一方、大雨も気象予報等により発生する可能性を事前に把握できる場合が多くあります。日頃からの備えに加え、大雨の予報が出た際には事前に移設可能なものを浸水しない屋内や高所に移動する等の対策を行ってください。

【1時間降水量 50mm、80mm 以上の年間発生回数】



出典：気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)

【年間発生回数の比較】

	1時間降水量 50mm 以上	1時間降水量 80mm 以上
1976～1985 年	約 226 回	約 14 回
2013～2022 年	約 328 回（1976～1985 年の約 1.5 倍）	約 25 回（1976～1985 年の約 1.8 倍）

● 伝えていただきたい、三つのポイント

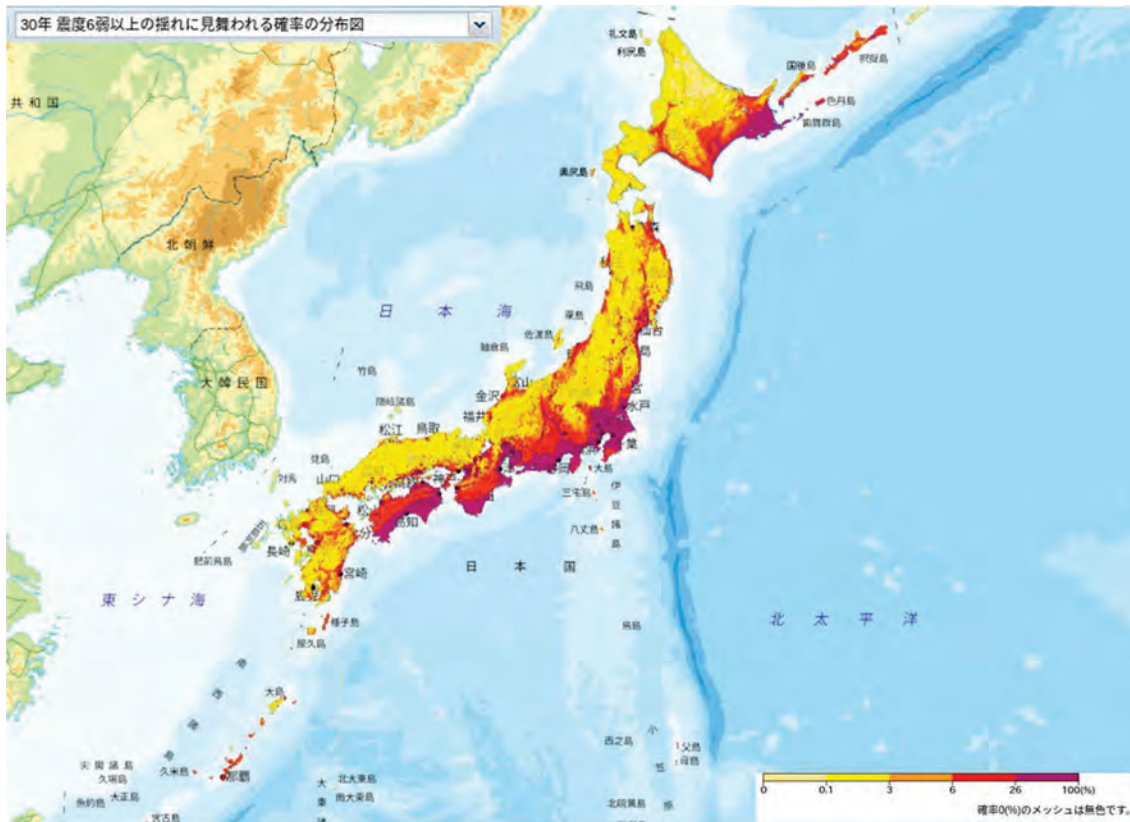
Point ①	大雨の頻度は高くなっており、その影響も激甚化しているといえる。これまで大きな被害のなかった地域でも、今後、経験したことのない被害に遭遇する可能性がある。
Point ②	生産している品目の特性（許容できる浸水程度と耐水時間 等）が異なるため、各産地における事前対策や事後対応が変わる。
Point ③	冠水の有無や浸水深がハザードマップに示されているため、事前対策を検討しやすい。

● 大雨によって発生する主な被害

直接被害	間接被害
- 土砂崩れ等によるハウスの倒壊 - 土壌の流出 - ハウス内の冠水による農作物の枯死・腐敗	- 電気や水道等、インフラ機能の途絶 - 農業者の移動手段の途絶

2.4.5 地震

下記の日本地図は、J-SHIS(地震ハザードステーション)にて、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図です。太平洋側を中心に紫色（発生確率 26%以上）の地域が、日本海側においても黄色（発生確率 0.1～3%）の地域が広がっています。一部では 0.1%以下のクリーム色の地域はあるものの、日本全国どの地域でも大きな揺れに遭遇する可能性はあるため、平時から地震の発生に備えて対策を行う必要があります。



出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHIS (<https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>)

● 伝えていただきたい、三つのポイント

Point ①	日本の大半の地域では、震度 6 弱 ⁹ 以上の地震が発生する可能性があるため備えが必要。
Point ②	「揺れ」に加え、地域によっては「津波」「液状化」に見舞われる場合がある。
Point ③	大規模地震が発生した際には、電力・水道・ガス・通信等の長期間の途絶が想定される。

● 地震により想定される主な被害

直接被害	間接被害
- 揺れによるハウスの倒壊や損壊 - 液状化によるハウスの倒壊や傾きの発生 - 津波によるハウスや農作物の流出・冠水	- 電気や水道等、インフラ機能の途絶 - 農業者の移動手段の途絶 - 津波による塩害

⁹ 震度 6 弱以上の揺れでは、耐震性の高い建物でも壁にヒビが入る等の被害が発生する恐れがある。

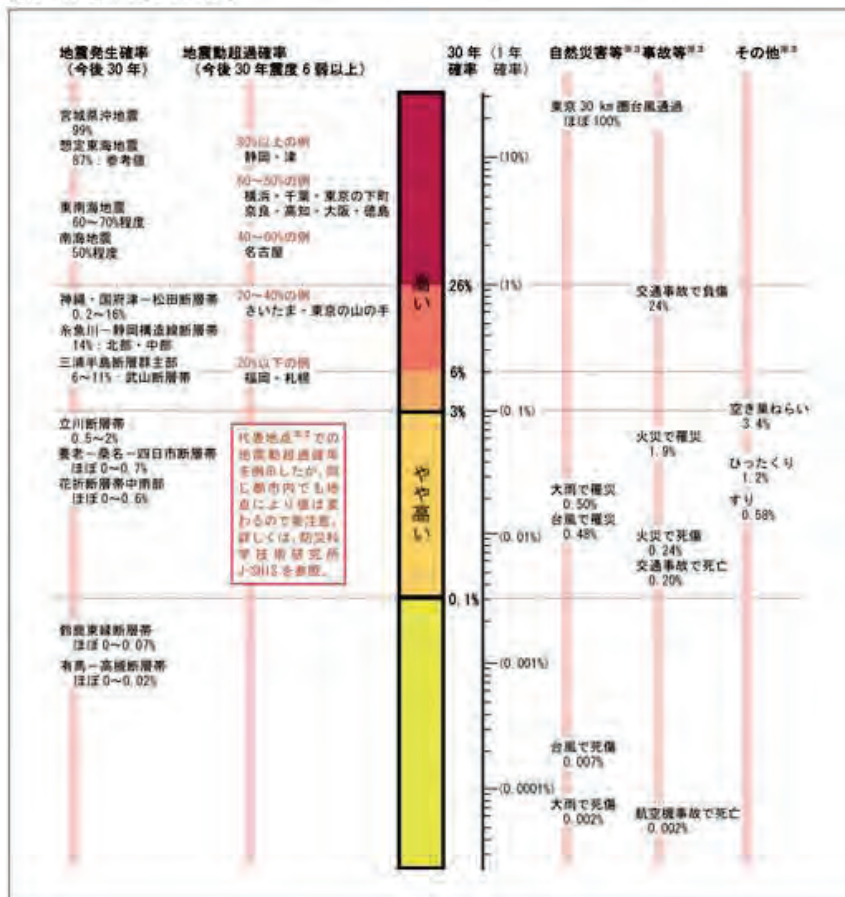
コラム：地震の30年以内の発生確率は、高いのか、低いのか？

前ページにて地震の揺れに見舞われる確率を紹介しましたが、この確率が低いと感じた人はいませんか？ おそらくこれから皆様が産地 BCP を推進していくにあたって、「このくらいの確率だったら、リスクが低いから BCP は要らない！」という意見に一度は遭遇すると思います。その際には、下図を参考に、身近な出来事の発生確率と比較いただき、地震への注意を喚起してみてください。

例えば「自身の産地における震度6弱以上の地震の発生確率が30年以内に3%」である場合、下記の表では「空き巣ねらい(3.4%)」等とほぼ同じ、「火災で罹災(1.9%)」や「ひったくり(1.2%)」よりも高い確率であることが分かります。

また、巨大地震の30年以内の発生確率については、南海トラフ地震が70~80%¹⁰、首都直下型地震は70%¹¹とされています。これは30年以内に「交通事故で負傷(24%)」のおよそ3倍の確率となっています。

結論としては、「確率が高いと思うか、低いと思うかは、各自の感覚によるもの」ではありますが、このような切り口から BCP の必要性についてアプローチをしてみると、受け手の BCP 策定への意識が変わるかもしれません。



出典：地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図について」(https://www.jishin.go.jp/resource/column/2009_0909_01/)

¹⁰ 地震調査研究推進本部「南海トラフで発生する地震」(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/)

¹¹ 地震調査研究推進本部「首都直下首都圏の大地震の姿」(https://www.jishin.go.jp/resource/column/aug_shuto/)

コラム：感染症のリスクは検討する必要はないのか？

営農継続に関わるリスクは自然災害だけではなくありません。例えば、新型コロナウイルスのような感染症もリスクとして考えられます。では、なぜ本マニュアルでは自然災害を想定して検討することを推奨しているのでしょうか。理由は大きく二つあります。

一つ目は「農業分野は、自然災害による被害や影響が大きいため」です。

2.4 でも紹介いたしましたが、日本では毎年のように自然災害による大きな被害が発生しています。リスクへの対応にあたっては、「発生頻度」×「被害の大きさ」により、優先的に対応すべきリスクを選定することも多いため、まずは自然災害をリスクとして検討する方がよいでしょう。

二つ目は「自然災害をリスクとして検討した BCP の内容は、感染症を含めた他のリスクに転用できるため」です。例として、台風と感染症によって想定される主な被害を比較してみましょう。

経営資源	台風	感染症
ヒト	・ケガ等により、農作業が不可能	・感染により、農作業が不可能
モノ	・風による倒壊や冠水による故障等により使用不能 ・停電や断水等の発生	・直接的な影響は小さい
カネ	・農作物被害による収入減 ・ハウスや耕具等の修復による出費増	・直接的な影響は小さい （作業停止等に伴い出荷量減が発生した場合は収入減の可能性有り）
情報	・停電等による通信機器の使用不可 ・回線混雑による通信困難	・直接的な影響は小さい

上表の通り、台風が発生した時には全ての経営資源に対して被害が発生する可能性があります。大雨や大雪、地震のような他の自然災害においても同様に、すべての経営資源に対しての被害が発生するため、検討すべき項目が網羅できています。

2.5 産地 BCP 策定による平常時のメリット

産地 BCP を策定する際には、備蓄品や代替策等も検討することになります。その過程で、産地における課題や強みの洗い出しができる等、様々なメリットがあります。下記に平常時における主なメリットを紹介するので、推進する際に参照してください。なお、メリットは紹介する三つにとどまりません。各地域の特性に応じたメリットもあるかと思いますので、考えてみてください。

● 後継者への円滑な事業継承

産地 BCP には非常時における対応内容が記載されるため、災害経験がある方や判断をする方が被災しても、産地 BCP を参照すれば他の構成員が代わりに対応することが可能です。また、産地の現状や課題も産地 BCP において「見える化」されています。

このように、従来では後継者に口頭等で行っていた引継ぎ内容は産地 BCP にも記載されるため、産地 BCP を活用して後継者に円滑に事業継承することができます。

● リスクに強い収益構造への転換

洗い出された課題から、リスク耐性のある収益構造の構築に繋げることもできます。

例えば、ハザードマップによる最大浸水深よりも高いところに実を付けるトウモロコシに栽培品目を変更し、万が一災害が発生したとしても栽培が継続でき、収益を確保できるようにしたという事例があります。

また、産地 BCP の策定で評判やブランド価値が向上すると、新規開拓が以前よりも容易になり、複数の販路を持つことにも繋がります。販路を複数持っていれば、一つの販路が機能しなくなったとしても売上の減少を小さくすることができます。

このように、リスクに強い収益構造に転換するための手法の一つとしても産地 BCP は活用できます。

● 農業者の産地への帰属意識の向上

産地 BCP を検討するなかで、各農業者からの課題抽出・問題提起等がなされ、その解決策を話しあうことになります。このような場があることで農業者を含む関係者の一体感や帰属意識が高まり、産地が発展する礎となることが期待できます。

コラム：産地 BCP 策定により受けることができる補助¹²

産地 BCP の策定推進は、園芸産地の事業継続力を強化することが目的です。ついては、産地 BCP を策定いただいた後にも、実際に強化に向けた具体的な取組を進める必要があります。その動機付けとして、「産地 BCP を策定することで、補助金申請の要件を満たすこともできる」ことも、必ず伝えてください。

なお、この補助金は基本的に国から都道府県、都道府県から支援対象者（取組主体及び助成対象者）に交付されます。概要については下記の通りです。詳細は農林水産省ホームページの『園芸産地における事業継続強化対策【事業説明資料】』を確認ください。

● 主な事業の内容

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等【補助率：定額、1/2】

- ◆ 事業継続計画の検討、策定
- ◆ 非常時の協力体制の構築
- ◆ 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成

2. 園芸産地における事業継続計画の実践

（1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証【補助率：定額、1/2】

- ◆ 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- ◆ 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- ◆ 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組

（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策【補助率：1/2】

※今後 10 年以上の利用が見込まれるハウスが対象

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための取組として

- ◆ ハウスの補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- ◆ 防風ネットの設置
- ◆ 耐候性を発揮させるための融雪装置、止水シート等
- ◆ 非常用電源の共同利用

● 取組主体

都道府県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

● 補助対象要件

- ◆ 都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ◆ 既存ハウスの補強等の被害防止対策については、以下 4 件を満たすこと。
 - ① 「園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等」の取組を実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険の積極的な加入に努めること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

¹² 令和 6 年 2 月時点。年度によって補助事業の内容や要件が変わる可能性があるため、注意してください。

2.6 各都道府県における BCP の周知方法事例

第2章では、産地 BCP についてご理解いただきたく、「必要性」「重要性」「平常時のメリット」を示しました。最後に各都道府県内でどのように BCP の内容を都道府県職員が周知しているかに関する取組事例を紹介します。

事例1：広島県・JA ひろしま（旧 JA 広島北部）

項 目	概 要
1. 概要	広島県内で近年大規模災害が発生していることから、農業分野における BCP の必要性が高まっており、県として策定を推進するため、推進者となりえる県職員、市町職員、JA 職員に対し、研修を行った。
2. 参加者	県職員、市町職員、JA 職員 約 60 名
3. 内容	・研修会では実際に産地 BCP を策定した JA の事務局担当者が、産地の災害発生状況や被災による出荷停止が契約販売先の信頼喪失に繋がること等を説明するとともに、具体的な策定の内容について説明した。 ・また、策定したメリットを説明することで、産地 BCP を実際に策定した立場からの産地 BCP の必要性・重要性についての見解、産地 BCP を策定した方法や策定後の副次的効果を共有した。
4. ポイント	・産地 BCP を策定した JA の担当者が取組事例を発表したことで、参加者の産地 BCP に対する理解が一層促進され、意識啓発ができた。 ・県が主体となって産地 BCP の推進主体の一つである JA と連携して取り組んだことから、JA 内で情報が共有され、他の産地への波及が期待できる。

事例2：富山県農林振興センター¹³

項 目	概 要
1. 概要	台風、大雪等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、農業経営の廃業や規模縮小、市場からの評価を下げてしまうといったリスクに対処するため、平時より農業者との接点が多い普及関係の職員に対して、研修を実施した。
2. 参加者	富山県農林振興センター普及関係職員 32 名
3. 実施方法	・外部講師によるセミナー形式で実施することで、参加者が内容について細かい知識を習得した。 ・質疑応答を通じて、各職員が平時から感じていた課題とその解決方法を共有し、全員の知識の底上げができた。
4. ポイント	・普段より農業者との接点が多い普及関係職員を対象にすることで、農業関係者の BCP への意識向上が期待できる。 ・農業版 BCP の研修ではあったが、BCP 全般への理解が進んだことから同時に産地 BCP の必要性についても理解が進んだ。

¹³ 農業版 BCP の事例ですが、周知方法として好事例であることからご紹介します。

【MEMO】